

発議第 11 号

赤堀久実議長の不信任決議について

赤堀久実議長不信任決議を次のとおり提出しようとする。

令和7年9月3日提出

提出者 伊賀市議会議員

宮崎 栄樹

森中 秀哲

大石 亮子

赤堀久実議長の不信任決議について

令和7年6月17日、会派草の根・無所属フォーラムの森中秀哲議員は、7月に予定されていた議会運営委員会の北海道登別市議会への行政視察について、内容や日程に「市民の納得が得られない」と考えて参加を辞退し、そのことをSNS等で発信をした。それに対し、伊賀市議会では6名の議員が赤堀議長に対し、伊賀市議会議員政治倫理条例第4条に基づく調査請求書を提出し、一連の政治倫理基準違反の審査が行われた。

地方自治法第104条の規定によれば、本来、地方議会の議長は、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」ことが職責であるが、この一連の政治倫理審査に関し、赤堀議長はその職責を果たさず、対応をさまざまな局面で誤り、市民の市議会に対する信頼と議会内の秩序を著しく損なった。

以下、具体的な問題点を指摘する。

1. 不備のある調査請求書を精査なく受理したこと

調査請求された違反行為の具体的記載がなく、違反行為があった可能性が高いと判断されるような証拠の添付もされていない調査請求書を、議長は受理し、議会運営委員会へと回付した。本来、請求書の内容に不備がある場合、議長はその受理を保留し、修正・補正を求めることができたにもかかわらず、そうした対応を怠った。また、問題とされた違反が、政治倫理審査にふさわしい内容であるかを議長が精査した形跡は認められなかった。

このことが、その後、政治倫理審査会において、「何を審査すべきなのか」があいまいなまま審査が進められることにつながり、対象議員に対する委員からの長時間にわたる個人的な追及のような審査を招いた。また、本来は重大事案に限って適用されるべき政治倫理審査が、軽微な記載不備等にも適用される前例を作る結果となり、将来にわたる禍根を残す結果となった。

2. 政治倫理審査委員の不適切な選任

市議会政治倫理審査条例第5条2項によれば、審査会の委員定数は8人以内であり、議員の中から議長が選任する。今回、赤堀議長は、政倫審委員として6名を選任したが、6名中5名は、森中議員の問題提起をきっかけに中止に到った視察の当事者であり、客観的・第三者的な立場からの意見が出せる委員が1名にとどまった。公平性・公正性を最大限に担保

するためには、無党派の議員も含め、最大８名まで選任できたにもかかわらず、構成上の偏りがあったことは否めない。これにより、公平公正な審査体制が確保されたとは言い難く、市民に「意図的に偏った構成がなされたのではないか」との疑念を生じさせた。また実際、政倫審では個人的な処罰感情に基づく、一方的な詰問が展開される結果となった。

３．本来必要のない視察の中止による混乱の助長

議会運営委員会の行政視察は、議会運営委員会や政倫審を通して森中委員を除く各委員から、その意義が強調されていたが、赤堀議長の判断で中止されることとなった。また、その時点で準備されていた教育民生常任委員会、産業建設常任委員会の行政視察も、議会運営委員会の視察と直接の関係がないにもかかわらず、赤堀議長の判断で一律に不承認、事実上の中止とされることとなった。

合理的な理由が説明されず、議長の判断で各視察が中止されたことについては、市民から「意義のあるものなら実施すればよいのに。中止されたのはやはりその意義に議会の自信がないからではないか」という疑念を生じさせることとなった。

以上のとおり、赤堀議長は、政治倫理審査という重大な制度運用において、その責任と中立性を果たすことなく、議会の品位と市民の信頼を著しく損なった。よって、ここに赤堀議長の不信任を決議する。

令和７年９月３日

(内容及び提案理由)

赤堀議長は、政治倫理審査という重大な制度運用において、その責任と中立性を果たすことなく、議会の品位と市民の信頼を著しく損なったため。